

松阪公園グラウンド条例

| 改正後   |                  |        | 改正前  |                      |        |
|---|------------------|--------|--|----------------------|--------|
| (使用料)<br><b>第3条</b> グラウンド使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の使用時間区分によって使用料を納付しなければならない。ただし、松阪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、運営上に支障がない場合は、使用時間区分以外の時間の使用を認めることができる。 |                  |        | (使用料)<br><b>第3条</b> グラウンド使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の区分によって使用料を納付しなければならない。ただし、松阪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、運営上に支障がない場合は、使用料に係る時間区分(以下「使用時間」という。)を超える時間又は使用時間以外の時間を認めることができる。 |                      |        |
| 使用時間区分  |                  | 使用料    | 区分   | 使用料                  |        |
| 月曜日から金曜日まで  | 午前9時から<br>午後1時まで | 930円   | 月曜日から金曜日まで   | 自午前8時30分<br>至午後0時30分 | 1,100円 |
|   | 午後1時から<br>午後5時まで | 930円   |  | 自午後1時<br>至午後5時       |        |
|   | 午前9時から<br>午後5時まで | 1,670円 |  | 自午前8時30分<br>至午後5時    | 2,200円 |
| 日曜日、土曜日及び休日   | 午前9時から<br>午後1時まで | 1,200円 | 日曜日、土曜日及び休日  | 自午前8時30分<br>至午後0時30分 | 1,430円 |
|   | 午後1時から<br>午後5時まで | 1,200円 |  | 自午後1時<br>至午後5時       |        |
|   | 午前9時から<br>午後5時まで | 2,170円 |  | 自午前8時30分<br>至午後5時    | 2,860円 |
| 備考<br>1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休  |                  |        | 備考<br>1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休   |                      |        |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>日をいう。</p> <p>2 使用時間区分以外の時間帯に使用する場合は、使用する時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）に230円を乗じて得た額とする。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p><b>第5条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> | <p>日をいう。</p> <p>2 使用区分を超えて使用する場合は使用区分以外の時間帯に使用する場合は、使用する時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）に270円を乗じて得た額とする。</p> <p>（使用料の免除）</p> <p><b>第5条</b> 市長は、市若しくは教育委員会が主催する場合は市長が特に必要と認める場合は、使用料を免除することができる。</p> |